

入札及び契約手続き等に係る特定要求行為対応実施マニュアル

長浜市
平成23年8月

長浜市では、適正な価格での契約の推進と市内建設業の健全な育成の観点から、平成23年10月から建設工事の予定価格の事後公表を試行します。今年度、既に設計・測量及びコンサルタント等の業務委託について、最低制限価格制度の導入を試行していますが、これら制度改正により、予定価格や最低制限価格などを探ろうとする特定要求行為が職員に対し行われることが懸念されます。

入札・契約業務の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的に、職員の公正な職務遂行を損なう恐れのある特定要求行為を記録し、職員が関与する入札談合等行為の一つである「発注に係る秘密情報の漏洩」が起こることのないよう、特定要求行為を受けた場合の取扱い等について本マニュアルを作成しました。

長浜市として、特定要求行為及び不当要求行為については長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例及び施行規則によりマニュアル等が既に作成され、運用・実施されています。本マニュアルについては入札・契約行為に係る対応実施マニュアルとなりますので、基本は既運用中の別途マニュアルにより処理をすることになります。

特定要求行為を行った者の範囲

「特定要求行為を行った者」の範囲は、特定要求行為を受けた職員以外のすべての人に及びます。事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員等すべての人を対象とします。

どのようなことが特定要求行為になるのか

特定要求行為とは、次のような行為が該当すると思われますが、以下の例はあくまでも一例にすぎませんので、特定要求行為に該当するか否かについては、その都度所属で判断していただくこととなります。

- (1) 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
 - ・特定の者を入札に参加させるあるいはさせない目的をもって、仕様、発注方法等発注基準の変更等を行うよう要求する行為
 - ・特定の者を入札に参加させるあるいはさせない目的をもって、参加資格要件の内容について

不当に便宜を図るよう要求する行為

(2) 特定の者に業務を受注させること又は受注させないことを依頼する行為

- ・特定の者を随意契約の相手方とさせるあるいはさせない目的をもって、仕様書の作成及び変更を行うよう要求する行為

(3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為

- ・発注方法、入札参加条件などについて、特定の者（業者）に有利又は不利になるよう選定条件などについて要求する行為

(4) 公表前に発注に関する情報を聞き出そうとする行為

- ・いずれ公表となる入札参加者名を公表前に聞き出そうとする行為
- ・特定の事業者等が入札に参加しているか否かを聞き出そうとする行為
- ・入札参加者に関する情報（所在地等）を聞き出そうとする行為
- ・入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について聞き出そうとする行為

(5) 公表前又は非公表の事項を聞き出そうとする行為

- ・いずれは公表する事項であっても、工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報、あるいは入札参加予定の企業名等を、公表前に聞き出そうとする行為
- ・事後においても非公表とする事項で、建設工事等の設計金額、積算基準又は最低制限価格、あるいは物品の予定価格などを聞き出そうとする行為

※非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競争入札妨害（刑法第96条の3第1項）に低触するおそれがあります。

(6) その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報を聞きだそうとする行為

- ・秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
- ・下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する指導を要求する行為
- ・変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
- ・特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

特定要求行為に該当しない場合

次のような行為は、特定要求行為に該当しません。

(1) 暴力的行為、乱暴な言動、金銭・権利などを不当に要求する行為など、不当な要求行為に該当するものは、別途「不当要求」として対応が定められており、ここでの特定要求行為には該当しないものとします。

(2) 陳情書、要望書等書面で提出されたもの

- ・個別具体の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望など書面で提出されたものは特定要求行為には該当しません。

(3) 市議会、審議会、公聴会等、不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたものは特定要求

行為には該当しません。

(4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの

- ・個別具体の案件に関するものではなく、発注が予定されている工事への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、特定要求行為の対象とはなりません。

(5) 仕様書の内容についての質問（非公表分は除く）など、単に入札及び契約手続きに関する事実の確認であることが明らかなものは特定要求行為には該当しません。

特定要求行為に該当すると思われる行為があった場合の対応

(1) 記録票の作成

- ・職員は、特定要求行為に該当すると思われる行為を受けたときは、速やかに長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例施行規則（平成 19 年長浜市規則第 103 号）で定める様式第 12 号（以後、記録票）を作成し、上司へ提出するものとする。
- ・受けた行為が特定要求行為に該当するか否か判断が困難なときは、所属長等に報告、相談をし、判断を仰ぐこととします。

(2) 事業者への対応

- ・職員は、特定要求行為の相手方に対しては、特定要求行為には応じられない旨を伝えるのは当然ですが、相手方に「これは、特定要求行為ですので、記録を取り、場合によっては公表の対象になります。よろしいですね。」という旨を伝える等、万全の配慮を必要とします。
- ・電話等での対応では、他の者を騙って特定要求行為をしていることも考えられるため、折り返しこちらから電話をかけ直す等、本人確認は慎重に行わなければなりません。

(3) 職員、所属長の対応

- ・職員は、特定要求行為に該当すると思われる行為を受けた場合は単独で対応せず、可能な限り複数で対応するように努め、速やかに所属長に報告するとともに、その後の対応について指示を受けることとします。
- ・特定要求行為に対しては、職員が個人で対応するのではなく組織として受け止め、組織として対応する必要があります。
- ・所属長は、受けた行為が特定要求行為に該当するか否かを判断し、特定要求行為に該当すると判断した場合は担当者に記録票を作成するよう指示を行います。
- ・記録票は、グループリーダー、所属長、主管部長を経て、対策会議委員長に報告するものとします。

(4) 特定要求行為に対する措置

- ・記録票の報告により事実の確認を行う必要が生じた場合は、相手方から意見聴取を行う場合があります。
- ・特定要求行為の内容により
(ア) 警察等関係機関あるいは公正取引委員会に通報します。

- (イ) 長浜市指名停止基準要綱による指名停止の要件に該当する場合は停止措置をとります。
- (ウ) 特定要求行為の内容によっては長浜市ホームページ等でその内容を公表することがあります。

(5) 公表に係る取扱いについて

- ・公表に関しては、長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例及び同規則により適正に運用することとなります。

不当要求行為との関連

- ・単に、公表前の契約業務に係る秘密情報を教えてほしいと言われた場合等は、特定要求行為には該当するが、不当要求行為には該当しません。
- ・ただし、断ったにもかかわらず執拗に聞き出そうとするなど、暴力的行為、乱暴な言動、金銭・権利など要求する行為などを伴い、不当な手段により働きかけを迫られた場合は、不当要求行為に該当します。

